

集会所等使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第18条（使用細則）の規定に基づき、つつじ野団地の集会所及び第三集会所（以下「集会所等」という。）の管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 集会所 規約別表第1に定める集会所並びにその付帯設備、什器をいう。
- 二 第三集会所 規約別表第1に定める旧污水处理場内の集会所並びにその付帯設備、什器をいう。
- 三 占有者 規約第2条（定義）第四号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
- 四 理事長 規約第37条（役員）に規定する理事長をいう。
- 五 総会 規約第48条（団地総会）に規定する総会をいう。
- 六 理事会 規約第57条（理事会）に規定する理事会をいう。
- 七 団地建物所有者等 規約第71条（理事長の勧告及び指示等）第1項において規定する団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人をいう。
- 八 集会所等使用責任者 集会所等の使用に関し責任を負う団地建物所有者等をいう。

(使用細則の効力及び遵守義務)

第3条 この細則は、団地建物所有者の包括承継人（相続人等）及び特定承継人（売買及び交換等による承継人又は競売による落札人）に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、団地建物所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

3 集会所等使用責任者は、集会所等を使用する者に対し、規約及びこの細則を誠実に遵守させなければならない。

(集会所等の使用用途)

第4条 理事長は、つつじ野団地管理組合（以下「管理組合」という。）が業務上使用する場合を除き、次の各号の一に掲げる場合には、集会所を使用させることができる。

- 一 団地建物所有者等及びその親族が執り行う葬儀等
- 二 つつじ野自治会、ささえ愛つつじ野、つつじ野自主防災会及びつつじ野寿会等の団体（以下「自治会等」という。）が会議又は行事のために使用する時。
- 三 官公庁、公共事業者、公益事業者その他これに準ずる機関が団地建物所有者等に対して行う説明会等
- 四 団地建物所有者等がその福利及び親睦を目的とする交流活動又は音楽、料理等の各種教室等のための使用
- 五 会社等が商品等の展示、販売等のために使用する場合であって、当該展示、販売

等が団地建物所有者等の利便に寄与すると理事長が認めたとき。

六 その他団地建物所有者等の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するための使用

七 その他前各号に準ずる事項で理事会が承認したとき。

- 2 理事長は、前項第一号により使用する場合は、前項第二号以下の使用に優先して集会所を使用させることができる。
- 3 理事長は、管理組合が業務上使用する場合を除き、第1項第二号及び第三号に該当する場合、又は第1項第四号から第七号に該当し、且つ20人以上で使用するときには、第三集会所を使用させることができる。

(使用料)

第5条 集会所等の使用料は、理事長が理事会の決議を経て決定する。

(使用時間)

第6条 集会所の使用時間は、理事長が必要と認めた場合を除き、午前9時から午後10時までとする。

- 2 第三集会所の使用時間は、原則として、事務局開設日の午前9時から午後5時までとする。

(使用の申込み等)

第7条 集会所等を使用しようとするときは、集会所等使用責任者1名を選任し、その者があらかじめ、理事会が別に定める書面を理事長に提出して申込みをしなければならない。申込みをした集会所等の使用日時、使用用途等を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第二号及び第三号に掲げる目的のために使用する場合は、書面を要しない。

- 3 第1項の使用の申込みは原則として、使用する日の10日前から受け付けるものとする。

(使用の承認等)

第8条 理事長は、前条第1項に掲げる書面の内容が適正であると認めたときは、集会所等の使用を承認するものとする。

- 2 前項の場合、同一の日、かつ同じ時間帯に2件以上の申し込みがあったときは、先に申し込みがあった者を優先させるものとする。

(使用の取り消し等)

第9条 理事長は、集会所等の使用を承認した後においても、理事長が、必要と認め、理事会の決議がなされたときは、その承認を取消し、又は延期させ、若しくは中止させることができる。

- 2 前項の場合、理事長は取り消しの理由と日時を集会所等使用責任者に通知する。

- 3 集会所等使用責任者は、集会所等の使用の申込みをした後にその使用をしないこととなったときは、理事長に対し、すみやかに申込みをした集会所等の使用を取り消す旨の申し出をしなければならない。

(使用料の徴収等)

第10条 理事長は、第8条の規定により集会所等の使用を承認したときは、理事会が

別に定める集会所等使用料を集会所等使用責任者から徴収すると同時に、集会所等使用承認兼領収書を交付するものとする。

2 前項の規定により徴収した使用料は、理事会の定めるもののほか、返還しないものとする。

(団体等の使用の特例)

第11条 理事長は、第7条、第8条及び第12条にかかわらず、理事会が認めた自治会等に対しては、規約第16条第2項の定めに基づき、理事会の決議において年間契約を結ぶことができる。

2 前項の理事会の決議においては、使用料及び使用日時も定めるものとする。

(集会所等の鍵の貸与及び返却)

第12条 承認を受けた集会所等使用責任者は、集会所等の使用に当たり、理事長又は理事長が指定する者に集会所等使用承認兼領収書を提示することにより集会所等の鍵の貸与を受けることができる。集会所等の使用を終了したときは、集会所等使用責任者は、付帯設備、什器、火気等を点検し、直ちに戸締りを行い理事長又は理事長が指定する者に集会所等の鍵を返却しなければならない。

(禁止事項)

第13条 集会所等使用者は、承認を受けた使用日時及び使用用途等以外に集会所等を使用してはならない。

(原状回復義務)

第14条 理事長は、集会所等の使用者が故意又は過失により、集会所等の建物を損傷し、又は備品に損害を与え若しくは毀損したときは、当該集会所等使用責任者の負担において、すみやかに回復させるものとする。

(細則外事項)

第15条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第16条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければならないことができない。

(細則原本)

第17条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、昭和56年3月26日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成25年5月19日から効力を発する。

附則

この変更細則は、令和4年5月22日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

令和4年5月22日

理事長 4街区33号棟102号室 坂本 條樹

組合員 1街区 5号棟104号室 渡辺 順子

組合員 1街区 6号棟105号室 笹森 幸男